



夏祭り

8/27 かもめの里夏祭りでした☆色々な屋台を楽しんでいただきました。たこ焼きやかき氷も美味しかったですね♡



花火

ショートステイで花火をしました♪



そば打ち

手打ちそばの実演の方が来てくださいました！屋食はデイ・ショートともに美味しい手打ちそばをいただきました♡



かもめ川柳

手すさびの 朝餉に並ぶ	紫陽花に マイマイ通る	夕の膳 初みようがも	結婚は 墓場と言うが 生き地獄	海ほたる 夕日沈みて あかね雲	しだれふじ 空をかくして 本ひとつ
安田清一			山戸エミ子	吉田美登里	

8月の功労賞

なごやか賞

山田 雪様

柔らかな笑顔がかもめの里の癒しになっています。

歌声賞

重城克男様

カラオケの時間、素敵な歌声を披露してくださいませ♪

9月の功労賞

気配り賞

江澤恵男様

よく同じテーブルになる方などを心配されて声を掛けてくださっています。これからも皆様と一緒にかもめの里での時間を楽しんでください。

お手伝い賞

鵜飼秀子様

様々な作品をひときわ美しく仕上げてくださいませ。



こんにちは。相談員の増元です。10/1より、いよいよ消費税が増税となりますね。今回の増税では、初めて「軽減税率」が導入されます。基本的には10%への増税ですが、特定の品目に対しては、軽減税率（8%）が運用されます。消費税の増税によって、高所得者層より低所得者層の負担が大きくなることを防ぐために「日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものにかかる消費税負担を軽減する」という考え方に基づいているということです。軽減税率8%で購入できる対象品目はいったい何にあたるのでしょうか？

基本的には、飲料食品と定期購読の契約をした新聞（週2回以上発行）が対象となります。ただ、例外となっているものがいくつかあり、「酒類」「医薬品」「外食」「ケータリング・出張料理等」は軽減税率の対象外となり、10%の課税となります。その中でもまた細かく分類がされており、例えば「酒類」の中にみりん風調味料やノンアルコールビールは含まないそうです。（みりんは酒類です。）栄養ドリンクは”医薬品・医薬部外品”と記されているものは10%となります。「外食」は、牛丼屋やハンバーガー店内での飲食や、コンビニのイートインコーナーでの飲食も含まれます。レジでのお会計の際に、持ち帰りか、店内での飲食かによって税率が変わることになりますね。また、宅配ピザや寿司や蕎麦等の出前は軽減税率の対象となるので8%です。ケータリングとの違いは、配達先で「盛り付け」など役務の提供があるかないかということになるそうです。

飲料食品等、生活必需品の税率を8%に据え置くという軽減税率ですが、どこまで軽減税率の適用範囲に含まれるかなどの仕組みが複雑で、例えばトイレットペーパーやオムツ等が対象にならないのかという問い合わせも多くあるようです。今の所、対象となる予定はありませんが、これらの生活必需品を軽減税率の対象に入れるべきだという要望や意見はこれからも多く耳にしそうですね。

行事のご案内

訪問美容・・・9/25・10/23（水）を予定しています。カット・カラー・パーマ予約承ります。

敬老会・・・9/14（土）に予定しております。

10月中に収穫祭を予定しています。（日にちはまだ未定です。）

11月に外食レクを予定しています。（詳細は手紙にてご案内します。）



